

平成23年度 第4回 しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会 評価事業一覧

7月22日(金) 開催分

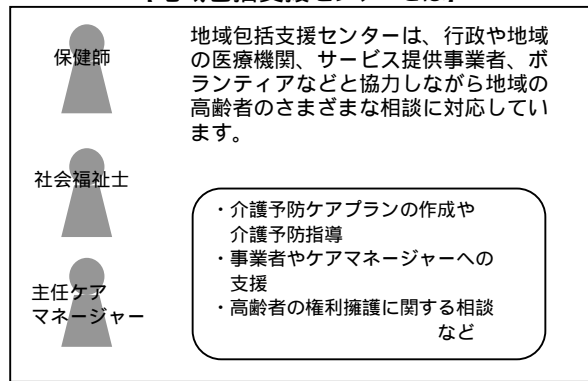
宣言・分野	項目	個別事業 (15事業)	頁数	ヒアリング 事業 (7事業)
高齢者 (7)	31 介護する人への支援体制を充実します。(すぐ)		2	
	32 配食サービスの拡充を図り高齢者の自立を支援します。 (すぐ)		4	
	33 空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。(4年以内)	33-1 高齢者サロン	6	
		33-2 介護者サロン	8	
	34 シルバー人材センターの充実や団塊の世代の市民活動の推進など、高齢者が地域で働く場を増やします。 (4年以内)		10	
	35 シニアユニバーシティを充実します。(4年以内)		12	
	36 高齢者を対象とした、(仮称)シルバー元気応援ショップ制度(割引制度)を創設します。 (4年以内)		14	
健康 ・安全・安心 (8 / 17)	37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。～元気倍増大作戦～ (4年以内)	37-1 食生活・運動	16	
		37-2 介護予防	18	
	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。 (4年以内)	38-1 多目的広場整備方針の決定	20	
		38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放	22	
		38-3 民有地を活用した多目的広場の整備	24	
		38-4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備	26	
		38-5 大学との連携による多目的広場の整備	28	
		38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備	30	

31 介護する人への支援体制を充実します。(すぐ)

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度中に、地域包括支援センターを1か所増やし、市内26か所とします。
- ・平成22年度末までに、今後増加が見込まれる認知症相談等に対応するため、相談員を増やすなど地域包括支援センターの相談体制を強化します。
- ・平成22年度から、地域包括支援センターを、年末年始を除き年中無休で開設します。

【地域包括支援センターとは】



現状(平成21年3月末時点)

- ・地域包括支援センターは、市内に25か所設置しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3人体制を基本として運営しています。地域包括支援センターの開設日は、月曜から金曜までの5日間を基本としています。

取組内容

- ・平成22年度中に、地域包括支援センターを1か所増やします。
- ・平成22年度末までに、全ての地域包括支援センターの相談員を1人増やし、介護者サロンを主宰するとともに、今後増加が見込まれる認知症相談などに対応します。
- ・全ての地域包括支援センターにおいて、夜間、早朝でも必ず介護者と相談員の連絡がとれる通信機器等を活用した連絡システムを構築します。
- ・体制整備の整った地域包括支援センターから、年中無休（年末年始を除く）に取り組み、平日に相談が困難な介護者の利便性の向上を図ります。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
地域包括支援センターの整備			→ 1か所 (累計:26か所)		
体制強化に向けた事業者への説明会		→			
相談員の増員			→ 26人		
地域包括支援センターの年中無休化			→		
連絡システムの構築			→		

所管課 保健福祉局 福祉部 介護保険課 (問合せ先: 048-829-1264)
 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 (問合せ先: 048-829-1259)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由																		
地域包括支援センター1か所増設 全地域包括支援センターに相談員1名増員 連絡システムの構築 年中無休化(年未年始除く)	地域包括支援センター1か所増設 全地域包括支援センターに相談員1名増員 連絡システムの構築 年中無休化(年未年始除く)	・平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断																		
(取組状況) ・地域包括支援センターを平成22年4月に浦和区に1か所増設しました。 ・26の全地域包括支援センターに相談員1名を平成22年4月に増員しました。 ・夜間・早朝でも介護者と相談員の連絡がとれる連絡システムを構築しました ・年中無休(年未年始除く)で開所し、平日に相談が困難な介護者の利便性の向上を図りました。 (市民満足度向上に向けた取組) ・土日も含めて年中無休で開所することにより、平日に相談が困難な介護者の利便性の向上を図りました。 (課題) ・地域包括支援センターの知名度の向上とともに年中無休についても更に周知を図る必要がある。		(主な成果等) 地域包括支援センター 主な相談等の実績件数 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合相談 (電話・来所・訪問等)</td> <td>13,456件</td> <td>16,960件</td> </tr> <tr> <td>権利擁護 (虐待・成年後見制度・困難事例・消費者被害)</td> <td>1,242件</td> <td>1,641件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの相談</td> <td>1,170件</td> <td>1,342件</td> </tr> <tr> <td>地域ケア会議 (関係事業者間の調整等)</td> <td>140件</td> <td>148件</td> </tr> <tr> <td>地域支援会議 (地域ネットワーク構築)</td> <td>107件</td> <td>139件</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	平成22年度	総合相談 (電話・来所・訪問等)	13,456件	16,960件	権利擁護 (虐待・成年後見制度・困難事例・消費者被害)	1,242件	1,641件	事業者からの相談	1,170件	1,342件	地域ケア会議 (関係事業者間の調整等)	140件	148件	地域支援会議 (地域ネットワーク構築)	107件	139件
	平成21年度	平成22年度																		
総合相談 (電話・来所・訪問等)	13,456件	16,960件																		
権利擁護 (虐待・成年後見制度・困難事例・消費者被害)	1,242件	1,641件																		
事業者からの相談	1,170件	1,342件																		
地域ケア会議 (関係事業者間の調整等)	140件	148件																		
地域支援会議 (地域ネットワーク構築)	107件	139件																		

今後の取組・予定

- 引き続き、地域包括支援センターの年中無休化を実施するとともに、地域包括支援センターの周知を図ります。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
実施事業等				
地域包括支援センターの整備	開設準備	1か所 (累計:26か所)		
体制強化に向けた事業者への説明会	2回開催			
相談員の増員		26人		
地域包括支援センターの年中無休化		年中無休化		
連絡システムの構築		システム構築		
事業費(千円)	498,032	655,338		

32 配食サービスの拡充を図り高齢者の自立を支援します（すぐ）

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度の早い時期に、配食サービスを週5回（月・火・水・木・金）に拡充します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し、配食サービスを週4回（月・火・木・金）実施しています。



取組内容

- ・社会福祉協議会の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者などの、健康管理、孤独感の解消、安否の確認などを目的として、配食サービスを週4回から週5回に拡充します。
- ・市及び社会福祉協議会の広報誌に募集記事を掲載するなど、配食サービス事業に協力するボランティアの確保に努め、実施します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
関係団体との協議	関係団体との協議	→		
配食サービスの拡充		→	→	→

所管課 保健福祉局 福祉部 介護保険課（問合せ先：048-829-1264）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)



評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由												
<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを週5回に拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを週5回に拡充 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断 											
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年6月から、配食サービスの実施を週5回(月・火・水・木・金)に拡充しました。 ・配食サービスの際に自宅で倒れていた利用者を発見し、救急搬送した結果、3名の方が一命を取り留めました。 ・8月には、利用者の安否確認・見守りの一環として、利用者全員に熱中症に対する注意喚起を行いました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水曜日にも配食を行うことで、サービス向上と安否確認の機会の増加を図りました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティアと民間業者による配食を併用していますが、年々、ボランティアの確保が難しくなっています。 		<p>(主な成果等)</p> <p>配食サービスにおける緊急対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応した件数</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>うち、利用者の生命を救った件数</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他、安否確認の取組み</td> <td>-</td> <td>熱中症の注意喚起を実施</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	平成22年度	緊急対応した件数	6	5	うち、利用者の生命を救った件数	5	3	その他、安否確認の取組み	-	熱中症の注意喚起を実施
	平成21年度	平成22年度												
緊急対応した件数	6	5												
うち、利用者の生命を救った件数	5	3												
その他、安否確認の取組み	-	熱中症の注意喚起を実施												

今後の取組・予定

- ・配食サービスを週5回(月・火・水・木・金)実施するとともに、(仮称)介護予防ボランティアポイント制度を活用してボランティアの拡大に努めます。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
関係団体との協議	関係団体との協議			
配食サービスの拡充		6月から週5回 		
事業費(千円)	143,383	191,310		

33 空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。(4年以内)

《33-1 高齢者サロン》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、市内全47地区社会福祉協議会で高齢者サロンを実施します。
- ・平成24年度末までに、老人福祉センターを2か所増やし、全10区に整備します。

【高齢者サロン実績】

区	高齢者サロン実施地区社協数	老人福祉センター設置状況
西	3	
北	4	
大宮	5	
見沼	3	
中央	1	
桜	0	
浦和	4	-
南	1	-
緑	3	
岩槻	2	
計	26	

現状(平成21年3月末時点)

- ・地区社会福祉協議会が、自治会や老人クラブを単位として、高齢者サロンを実施しています。
- ・老人福祉センターは、8区に整備しています。

取組内容

- ・地域の高齢者が集う場としての高齢者サロンの活動について、未実施の地区に実施のノウハウを伝える説明会を開催するなどの方法により、全地区への高齢者サロンの展開を促進します。
- ・老人福祉センターを浦和区と南区に整備します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
高齢者サロン未実施地区への説明・開設支援					
		実施地区(累計:30地区)	9地区(累計:39地区)	4地区(累計:43地区)	4地区(累計:47地区)
老人福祉センターの整備					
				浦和区	南区

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1259）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
累計39地区社協でのサロン開催 浦和区・南区内の老人福祉センター開設準備	累計40地区でのサロン実施 浦和区・南区内の老人福祉センター開設準備	平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月に自治会長宛に地区内のサロン等の様々な活動についてのアンケートを実施し、これまで計上していなかった地区社会福祉協議会以外のサロンの活動状況と合わせて、40地区で高齢者サロンが実施されました。 10月に市社会福祉協議会の担当者、同区事務所長、区高齢介護課長を集めた会議を開催し、介護者サロンの開催について高齢者地域ケア・ネットワークとともに取り組むよう依頼しました。 平成23年5月に児童センターとの複合施設である「老人福祉センター仲本荘」を浦和区に開設予定です。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>-</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロン実施地区数の更なる拡大を図るため、サロンの無い地域に、適当な場所が確保できるかが課題です。 		<p>(主な成果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7か所の地域包括支援センターが主催する高齢者サロンが開設されました。 自治会アンケートによって新たに確認できたサロンと合わせて、47地区中40地区において実施されております。

今後の取組・予定

- 今年度実施したアンケートの分析結果及び先駆的取組例を自治会及び地区社会福祉協議会に示し、取組が遅れている地域に対してふれあい福祉基金を使った補助制度を周知しながらアプローチするとともに、余裕教室や空き店舗の活用について関係課と連携して取り組みます。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
高齢者サロン未実施地区への説明・開設支援		実施地区 (累計:27地区)	実施地区 (累計:40地区)	4地区 (累計:44地区)	3地区 (累計:47地区)
老人福祉センターの整備		準備	準備	浦和区	南区
事業費(千円)		13,809	13,350		

33 空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。(4年以内)

《33-2 介護者サロン》

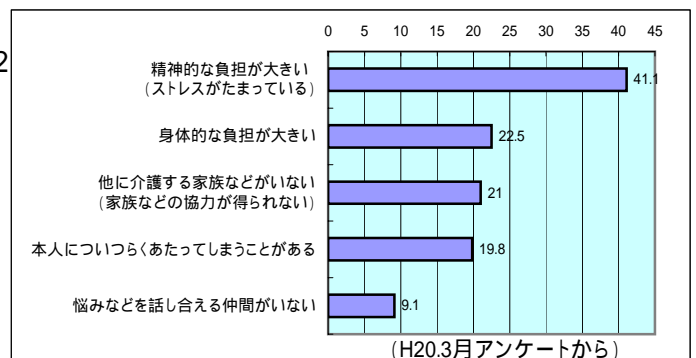
数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、市内全ての地域包括支援センターで介護者支援のための介護者サロンを実施します。

現状(平成21年3月末時点)

- 地域包括支援センターは市内に25か所(平成22年度1か所増)設置しています。
- 3か所の地域包括支援センターで介護者サロンを実施しています。

【介護して困っていること】



取組内容

- 市内全ての地域包括支援センターで介護者サロンを実施し、介護者同士の交流の機会を拡大し、情報交換と悩み事の相談を行うことにより、介護疲れの軽減を図ります。
- 介護サービス実施時の声かけなどにより、介護者の参加を促し、介護者が悩み事を一人で抱え込まないよう働きかけます。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
介護者サロンの実施	3か所	26か所		
介護者サロンの周知				

所管課 保健福祉局 福祉部 介護保険課（問合せ先：048-829-1264）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
介護者サロンを26か所で実施 介護者サロンの周知	介護者サロンを26か所で実施(平成22年度3月末現在、全地域包括支援センターで実施) 介護者サロンの周知	平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度末までの実施目標である介護者サロンを市内全ての地域包括支援センター26か所で実施。合計で369回開催し、延べ1074人が参加しました。 市報の特集で周知を図るとともに、平成22年度は新たにチラシを作成し、介護者サロンの周知を行いました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員に対する研修を実施し、介護者サロンについての情報交換及び意識の向上を図りました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> より多くの人に参加してもらえよう介護者サロンを実施する必要があります。 		<p>(主な成果等)</p> <p>【介護者サロン参加者の主な声】</p> <ul style="list-style-type: none"> 話をして気持ちが軽くなった。こんな場所がほしかった。 同じ介護者同士で情報交換できてよい。立場が異なると介護の仕方や対応なども様々であることが分かり、皆それぞれに大変だと参考になった。 毎月楽しみにしている。皆で集まり介護以外の話もできて心から笑うこともできた。 介護相談ができて認知症の親の往診、通所サービスにつながり、参加してよかった。

今後の取組・予定

- 平成23年度以降も全ての地域包括支援センターで介護者サロンを実施するとともに、介護者サロンの周知に取り組みます。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
介護者サロンの実施	11か所	26か所		
介護者サロンの周知		市報特集、チラシ周知		
事業費(千円)	(498,032)	(655,338)		

事業費については、「31 介護する人への支援体制を充実します。(498,032千円),(655,338千円)」で総括的に算定しており不可分です。

34 シルバー人材センターの充実や団塊の世代の市民活動の推進など、高齢者が地域で働く場を増やします。（4年以内）

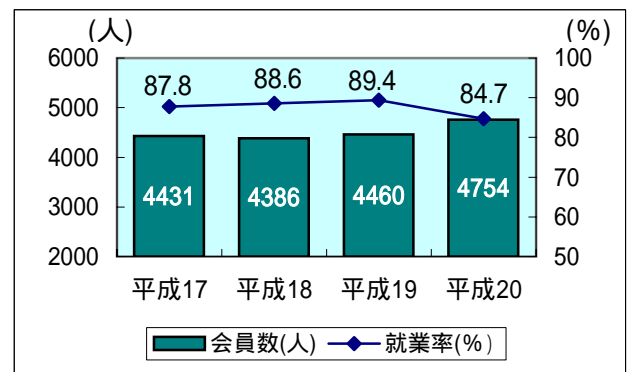
数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、シルバー人材センター（注1）の会員数を6,300人に、年間就業率を90%にします。
- ・平成24年度末までに、シルバーバンク（注2）のマッチング数を年間300件以上にします。

【シルバー人材センターの会員数と就業率】

現状（平成21年3月末時点）

- ・シルバー人材センターの会員数は4,754人で、就業率は85%です。
- ・シルバーバンクのマッチング数は、38件です。



取組内容

- ・シルバー人材センターの会員増や就業先拡大について周知活動などを行い、事業運営を支援します。
- ・社会福祉協議会や市民活動団体などの関係団体と連携を図り、シルバーバンク登録者の活動の場を確保します。
- ・「シニア生き方発見セミナー」など、団塊の世代などを対象としたセミナーを充実します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
シルバー人材センターの会員数の拡大		646人 (累計:5,400人)	300人 (累計:5,700人)	300人 (累計:6,000人)	300人 (累計:6,300人)
シルバーバンクのマッチング数の拡大		150件	200件	250件	300件
シニア生き方発見セミナーなどの充実					

(注1)シルバー人材センターとは、高齢者雇用安定法により設立された公益法人。高齢者のために臨時的かつ短期的な仕事、その他の軽易な仕事への就業の提供・支援などを業務としている。

(注2)シルバーバンクとは、地域の中で様々な活動を希望する高齢者を4種類の人材バンクに登録し、専任のコーディネーターによって、地域活動の人材を求める団体・施設等とのマッチングを行っている。

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1260）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	4点
C		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
シルバー人材センターの累計会員数5,700人 シルバーバンクのマッチング数200件 シニア生き方発見セミナー2回開催	シルバー人材センターの累計会員数5,152人 シルバーバンクのマッチング数199件 シニア生き方発見セミナー2回開催	・平成22年度のシルバー人材センターの累計会員数が5,152人であり、目標数の5,700人に到達しなかったため、「C」と判断。

(取組状況)

- ・シルバー人材センターでは、会員増や就業先拡大に向けてポスターの配布や市報への記事掲載などを行いましたが、経済状況の悪化による請負件数の減少に比例して、会員数も5,152人と、目標を下回りました。また、年間就業率も79.6%と、前年に比べて3.7ポイント落ち込みました。
- ・シルバーバンクでは、シニアユニバーシティや土曜チャレンジスクールとの連携により、会員数及びマッチング数を拡大し、地域での市民活動を希望する高齢者に活動の場を提供しました。マッチング数は199件であり、目標を達成まであと1件でした。
- ・退職後の新しい生き方を考える場としての「シニア生き方発見セミナー」を平成22年11月と平成23年2月に開催しました。

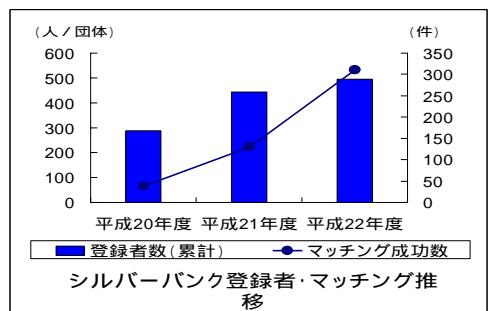
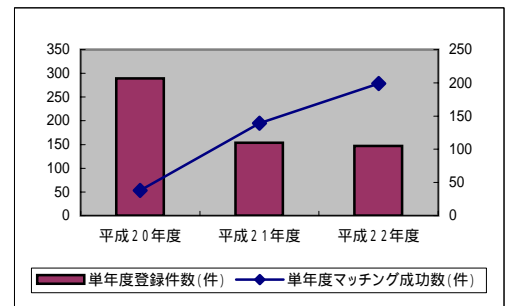
(市民満足度向上に向けた取組)

- ・土曜チャレンジスクール等との連携を行い、シルバーバンク登録者の活動の場の拡大を図りました。

(課題)

- ・シルバー人材センターの会員数及び就業先の増大に向けて引き続き周知活動を行うとともに、就労活動の領域拡大のための会員向け技能講習などを更に充実していく必要があります。

(主な成果等)



今後の取組・予定

- ・シルバー人材センターでは、会員数及び就業先の拡大に向け、周知活動や会員のスキル向上などを行います。また、シルバーバンクでは、引き続き「土曜チャレンジスクール」や「(仮称)介護予防ボランティアポイント制度」などを通じて、高齢者の方が地域において活躍できる機会へのマッチングを進めるとともに、関係団体との更なる連携により活動機会の拡大を目指します。
- ・「シニア生き方発見セミナー」を、引き続き開催し、地域での活躍のきっかけづくりを行います。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
シルバー人材センターの会員数の拡大		295人 (累計:5,049人)	103人 (累計:5,152人)	848人 (累計:6,000人)	300人 (累計:6,300人)
シルバーバンクのマッチング数の拡大		130件	199件	250件	300件
シニア生き方発見セミナーなどの充実		2回開催(6月・3月)	2回開催(11月・2月)	開催	
事業費(千円)		216,074	211,984		

35 シニアユニバーシティを充実します。(4年以内)

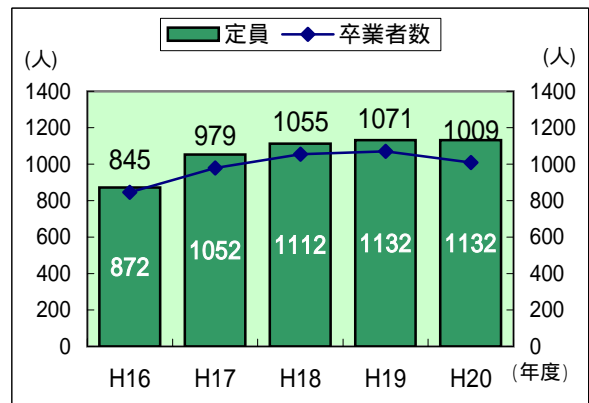
数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、定員を1割増やし1,245人とします。
- ・平成23年度末までに、卒業生の活動拠点となる施設を整備します。
- ・平成24年度末までに、校友会活動に参加する卒業生を9割以上とします。
- ・大学院卒業生のうち平成21年度は1割の50人を、22年度以降は2割の100人をシルバーバンクへ登録します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・シニアユニバーシティは、一般教養を学ぶ大学(定員564人)・大学院(定員528人)を各5校、IT科と音楽科を学ぶ専門課程(定員40人)を大学院大宮中央校に設置しています。
- ・卒業後の諸活動を行うシニアユニバーシティ校友会連合会が組織されており、約6割が参加しています。

[シニアユニバーシティの定員と卒業生の推移]



取組内容

- ・アンケート調査などにより高齢者のニーズを把握し、カリキュラムの見直しや専門課程の新設を行います。
- ・平成23年度末までに、5校舎をとりまとめる本部機能を備えた、卒業生の活動拠点となる施設を整備します。
- ・入学募集案内の中に、卒業後は地域貢献や社会活動への参画を促す内容などを盛り込み、シルバーバンクの登録者を増加します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
定員の拡大			→		
学科の新設			→		
卒業生の活動拠点の整備		→			
大学院卒業生のシルバーバンクへの登録者増		50名	100名	100名	100名

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 (問合せ先: 048-829-1260)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	5点
C	↗	

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
定員60名の拡大 学科の新設 卒業生の活動拠点の整備 シルバーバンクへの登録者100名増	定員60名拡大 福祉科の設置、北大宮校の新設準備、地域活動講座開催 整備に向けて基本設計実施 登録者26名増	平成22年度のシルバーバンクへの登録者数が26名であり、目標の100名に達しなかったため、「C」と判断。ただし、地域活動講座の開催など、地域活動への動機付けとなる新たな取組を始めたので加点。

(取組状況)

- 定員60名の拡大を図るとともに、卒業後、積極的に地域貢献できる人材を育成するため、平成22年度から福祉科を設置しました。また、大宮地区のニーズを充足するため、北大宮校の設置準備を行いました。(平成23年5月開校)
- 新たに、全校生徒を対象として平成23年2月に地域活動(老人クラブ・シルバーバンク・チャレンジスクール)講座を開催しました。
- シニアユニバーシティの活動拠点となる(仮称)大宮駅西口第4地区複合施設の基本計画・基本設計を実施しました。
- 大学院卒業生のうち、シルバーバンク登録者数は26名でした。

(市民満足度向上に向けた取組)

- より多くの市民が地域活動に取り組めるよう、新たに地域活動講座を開催しました。

(課題)

- 更に積極的に地域貢献できる人材を育成するため、カリキュラムを見直す必要があります。

(主な成果等)

平成22年度さいたま市シニアユニバーシティ卒業生数			
大学		大学院	
学校名	卒業生数	学校名	卒業生数
北浦和校	136	北浦和校	118
東浦和校	116	東浦和校	105
大宮中央校	91	大宮中央校	54
大宮校	118	大宮校	103
岩槻校	69	岩槻校	59
		福祉専修科	24
		大宮中央校 専門課程	36
合計	530	合計	499
総計	1029		

今後の取組・予定

- シルバーバンクへの登録を促進するため、上期(5月~7月)と後期(9月~1月)に各期1回程度グループワーク型式による地域活動講座を開催します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
定員の拡大					
		定員増員準備	定員60名拡大	定員60名拡大	
学科の新設					
		福祉科新設準備	福祉科設置 北大宮校設置準備	北大宮校設置 北大宮校(大学院)準備	
卒業生の活動拠点の整備					
		整備場所確定	基本計画・基本設計	建設工事	
大学院卒業生のシルバーバンクへの登録者増					
		10名	26名	100名	100名
事業費(千円)		12,392	12,106		

36 高齢者を対象とした、（仮称）シルバー元気応援ショップ制度（割引制度）を創設します。（4年以内）

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度中に、65歳以上の市民に配布している「シルバーカード（注1）」を提示することにより、市内の店舗で割引などの優待が受けられる「（仮称）シルバー元気応援ショップ制度」を創設します。
- 平成22年度中に協賛店600店舗で開始し、平成24年度末までに1,000店舗に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- 「シルバーカード」により、市内の老人福祉センターを無料で利用できる制度はありますが、市内の店舗で割引を受けられる制度はありません。

【さいたま市シルバーカード】



取組内容

- 市内の商店会連合会や商工会議所などと連携して、「（仮称）シルバー元気応援ショップ制度」の協賛店を募ります。
- 協賛店には、協賛ステッカーやポスターを配布します。
- 協賛店リストをホームページで公表するとともに、65歳以上市民（約24万人）へ送付します。市報やホームページなどで、「（仮称）シルバー元気応援ショップ制度」の周知を行います。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
協賛店の募集・登録			600店舗	200店舗 (累計:800店舗)	200店舗 (累計:1,000店舗)
協賛ステッカー・ポスター配布					
店舗リストの送付などによる制度の周知					

（注1）シルバーカードとは、65歳以上の市民に介護保険被保険者証送付時などに発行しているもの。緊急時の連絡先などが記入できるようになっている。

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1259）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
シルバー元気応援ショップ制度の開始 協賛店数(600店舗)	シルバー元気応援ショップ制度の開始 協賛店数(902店舗)	

(取組状況)

- ・9月からの制度開始に向けて、商工会議所等と連携しながら、協賛店の募集を5月から行い、902店舗から協賛を得ました。
- ・協賛店を市民に紹介する冊子を作成・配布するとともに、市のホームページに協賛店のリストを掲載しました。
- ・市報やホームページに制度開始の記事を掲載するなど周知に努め、老人の日である9月15日に制度を開始しました。

(市民満足度向上に向けた取組)

- ・協賛店については、市内のみならず、さいたま市の友好都市などの店舗からも協賛を得ました。

(課題)

- ・より多くの高齢者に利用してもらうために、協賛店紹介冊子の配布について、更に効率の良い方法が必要です。

(主な成果等)

【協賛店紹介冊子】



今後の取組・予定

- ・高齢者のニーズの高い協賛店の拡大に努めるとともに、協賛店の登録や周知方法について、より効率的な方法を検討し実行します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
協賛店の募集・登録		募集準備	902店舗	200店舗 (累計:1,102店舗)	200店舗 (累計:1,302店舗)
協賛ステッカー・ポスター配布			ステッカー等を作成し 協賛店へ配布		
店舗リストの送付などによる制度の周知			協賛店紹介冊子 作成・配布(4万5千部)		
事業費(千円)		0	6,715		

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。 ～ 元気倍増大作戦～ (4年以内)

《37-1 食生活・運動》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命（注1）を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成23年度末までに、食事バランスガイド（注2）を知っている人の割合を60%以上とします。
- ・平成24年度末までに、意識的に体を動かすなど運動している人の割合を、男性35%以上、女性26%以上とします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・ヘルスプラン21では、「栄養・食生活」「身体活動・運動」など7つの分野を設定し、市民の健康づくりに取り組んでいます。
- ・平成19年度に食育推進計画を策定し、食育の推進を図るとともに、健康教室、健康相談など栄養や運動に関する各種事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・食事バランスガイドを知っている人は、47.8%（平成19年調査）、意識的に体を動かすなど運動している人の割合は男性27.3%、女性22.3%（平成17年調査）です。

取組内容

- ・ヘルスプラン21の重点プログラムを中心に、市民が主体的に取り組む健康づくりを推進します。
- ・食生活や運動に関する講座などにより、市民一人ひとりの健康的な生活習慣づくりの支援や普及啓発を行います。
- ・健康づくりは継続していくことが最も重要であることから、習慣化や仲間づくりによる継続化を図るため、健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」を育成していきます。また、健康づくりを自主的に行っている既存グループについても、活動が中断しないよう支援をしていきます。
- ・ウォーキングマップの作成、イベントの開催、ウォーキンググループの活動紹介などを通して、ウォーキングによる健康づくりを推奨していきます。
- ・自主グループや食生活改善推進員などと協働して、食と運動に関する「健康倍増ガイドブック」を作成し、ガイドブックを活用して健康づくり情報を市民へ発信します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
ヘルスプラン21の推進	→			
「いきいき健康づくりグループ」育成教室		→		
				全区に増やす
健康倍増ガイドブックの作成・活用		→		
ウォーキングによる健康づくり		→		

(注1)健康寿命とは、65歳に達した市民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間。

(注2)食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマに例えた一目でわかる食事の目安。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループに分類した食事をバランスよくとれるよう、それぞれの適量をわかりやすく示すもの。

所管課 保健福祉局 保健部 健康増進課 （問合せ先：048-829-1294）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
いきいき健康づくりグループ育成教室全区で開催 健康倍増ガイドブックの作成・配布 ウォーキングの推奨	グループ育成教室を全10区で開催 健康倍増ガイドブック20,000部作成 ウォーキングに関する公開講座の開催	

(取組状況)

- ・いきいき健康づくりグループ育成教室を全区で開催しました。
- ・健康倍増ガイドブックを20,000部作成し、ウォーキングを始めようとする市民に向けた、ウォーキングマップやウォーキングのコツ、仲間づくりのススメ等を掲載し、配布しました。
- ・ウォーキングをテーマに健康づくり公開講座を開催するとともに、保健センター等の健康づくり事業の紹介を行い普及に努めました。
- ・シェフによる朝ごはんレシピカレンダーを作成し、10月の「朝ごはんを食べよう強化月間」に配布しました。
- ・なお、平成21年の健康寿命は、男性16.8年、女性19.6年といずれも0.2年延伸しています。

(市民満足度向上に向けた取組)

- ・健康倍増ガイドブックは市民のウォーキングを始めようとするきっかけとなる内容とし、ウォーキングマップは駅から歩ける短距離の3コースを掲載しました。

(課題)

- ・ウォーキングマップのコースを体力や状況に合わせて選べるよう、増やすなど、運動の継続化を図る必要性があります。

(主な成果等)

- 健康倍増ガイドブック配布時のアンケート(活用目的上位3項目)
- ・自分の健康づくり:44件
- ・仲間とウォーキング:11件
- ・地域の集まりで健康づくり:10件
- 健康づくり公開講座110名参加
食事バランスガイドを知っている人の割合68.5%(H22市民意識調査)



今後の取組・予定

- ・平成23年度は、食生活と運動による健康づくりに向けて、いきいき健康づくりグループを引き続き各区保健センターで育成するとともに、健康倍増ガイドブック ウォーキングコース追補版の作成や、さいたま市誕生10周年記念事業 健康フォーラム2011～ウォーキングを始めよう!の開催により、ウォーキングを推奨します。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
ヘルスプラン21の推進	推進	推進		
「いきいき健康づくりグループ」育成教室		全区で開催		全区に増やす
健康倍増ガイドブックの作成・活用		20,000部作成		
ウォーキングによる健康づくり		公開講座1回開催		
事業費(千円)	3,285	3,496		

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。 ～ 元気倍増大作戦～（4年以内）

《37-2 介護予防》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成24年度末までに、介護予防特定高齢者施策事業（注1）の参加者を1,800人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防一般高齢者施策事業（注2）の参加者を15,000人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）（注3）の参加者を210人に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・高齢者が元気に過ごすため、介護予防事業や一般高齢者を対象とした運動や栄養に関する各種教室などの事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・介護予防特定高齢者施策事業参加者は1,098人、介護予防一般高齢者施策事業参加者は11,348人、介護予防水中運動教室事業参加者は135人です。（平成20年度）

取組内容

- ・高齢者に向けた各事業の実施回数を増やすとともに、医療機関や地域包括支援センターと連携して、特定健診などの受診率の向上に努め、生活機能評価において生活機能の低下がみられ要介護（要支援）になる恐れがあると判定された高齢者には、介護予防特定高齢者施策事業への参加を促します。
- ・生活機能評価において、元気な高齢者と判定された人には、介護予防一般高齢者施策事業への参加を促します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
介護予防特定高齢者施策事業	参加者目標	1,200人	1,400人	1,600人	1,800人
介護予防一般高齢者施策事業	参加者目標	12,000人	13,000人	14,000人	15,000人
介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）	参加者目標	150人	170人	190人	210人

（注1）介護予防特定高齢者施策事業とは、要介護（支援）になる恐れのある方（元気アップシニアと呼んでいる）を対象に、運動器の機能向上や口腔機能向上、栄養改善指導等の事業を実施し、要介護（支援）状態への悪化を防止するもの。

（注2）介護予防一般高齢者施策事業とは、元気な高齢者を対象に現在の健康を維持・向上してもらうために、高齢者向けの運動やストレッチ、また介護予防に関する知識や情報の提供を行うため、各種プログラムを実施するもの。

（注3）介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）とは、健康に不安を抱えるか、要支援1・2の方を対象とした介護予防事業。

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1260）
保健福祉局 福祉部 介護保険課（問合せ先：048-829-1264）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	4点
C		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
介護予防特定高齢者施策事業参加者 1,400人 介護予防一般高齢者施策事業参加者 13,000人 介護予防水中運動教室事業参加者 170人	参加者 1,130人 参加者 21,028人 参加者 145人	・平成22年度の介護予防特定高齢者施策事業参加者が1,130人、同水中運動教室事業参加者が145人で、ともに目標値を下回ったので「C」と判断。

(取組状況)

- ・介護予防特定高齢者施策事業を実施し、1,130人の参加がありました。
- ・介護予防一般高齢者施策事業を実施し、21,028人の参加がありました。
- ・介護予防水中運動教室事業を実施し、145人の参加がありました。

(市民満足度向上に向けた取組)

-

(課題)

- ・各事業の参加者を更に増やすため、周知活動を強化する必要があります。

(主な成果等)

介護予防一般高齢者施策

うんどう教室	2,554人
生きがい健康づくり教室	6,247人
シニア健康体操教室	3,676人
うんどう遊園地域指導員派遣事業	5,720人
うんどう遊園地域指導員自主活動	2,688人
介護予防講座	143人
合計	21,028人

介護予防特定高齢者施策

運動器の機能向上教室	328人
栄養改善・口腔機能向上教室	202人
はつらつ元気教室	148人
元気回復トレーニング教室	246人
閉じこもり等予防教室	201人
閉じこもり等予防訪問指導	5人
合計	1,130人

今後の取組・予定

- ・引き続き倍増プランに掲げた各事業を実施するとともに、参加者を増やすために市報等により、周知等を行っていきます。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
介護予防特定高齢者施策事業	参加者数	1,228人	1,130人	1,600人	1,800人
介護予防一般高齢者施策事業	参加者数	17,481人	21,028人	14,000人	15,000人
介護予防・生活支援事業(介護予防水中運動教室事業)	参加者数	152人	145人	190人	210人
事業費(千円)		174,065	180,569		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。（4年以内）

《38-1 多目的広場整備方針の決定》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の整備に向けて、管理運営手法などに関する研究会を設置し、平成22年6月までに整備方針を決定します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・市有の多目的広場は、公園の一部を市民が利用できる広場として整備しています。
- ・未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の計画等は、策定していません。



【つつじヶ丘公園(北区)内の多目的グラウンド】

取組内容

- ・未利用地（市有未利用地、遊水地、都市計画道路用地、大学グラウンド用地等）を活用したスポーツもできる多目的広場を整備するため、学識経験者、NPO法人などで構成する研究会を設置し、管理運営手法などの問題解決のための整備方針を決定します。
- ・整備方針に基づき、未利用の市有地や民有地についての情報収集、用地活用の検討を行い、新たにスポーツもできる多目的広場を整備します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
研究会設置・整備方針の決定		→			
未利用地の情報収集・用地活用の検討		→			
スポーツもできる多目的広場の新設・整備			→		

所管課 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ企画課 （問合せ先：048-829-1729）
 財政局 財政部 用地管財課 （問合せ先：048-829-1191）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	6点
b	↘	

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
研究会の開催(3回) 整備方針の決定(6月) 未利用地の情報収集(12月) 管理運営団体の募集(2月)	研究会3回開催 整備方針の決定(12月) 管理運営要綱の策定(1月) 広場候補地選定(12月) 管理運営団体の募集(2月) 管理運営団体の再募集(4月予定)	・概ね平成22年度の数値目標、取組内容、工程表のとおり進捗したので、「b」と判断。整備方針の策定が遅れたため、減点評価した。
(取組状況) ・整備方針を策定・決定するため、「スポーツもできる多目的広場管理運営に関する研究会」を3回開催し、管理運営手法等の課題整理に向けた検討を行いました。 ・多目的広場倍増プロジェクトチーム会議を8回開催し、この中で未利用地の情報を基に広場候補地を選定するとともに、この候補地において管理運営を希望する団体(管理運営団体)の募集を開始しました。 (市民満足度向上に向けた取組) ・市が予め広場整備箇所を決めるのではなく、管理運営団体が管理運営を希望する広場候補地から協議が整い次第、順次整備することとしました。 (課題) ・広場候補地を整備する前に、市と管理運営団体との間で整備内容等について、協議する必要があります。		(主な成果等) ・整備方針決定(12月) ・広場候補地選定(12月) ・管理運営要綱策定(1月) ・管理運営団体募集(2月)

今後の取組・予定

- ・平成23年度に「多目的広場管理運営協議会」を設置し、この協議会で管理運営を希望する団体の審査を行い、この審査結果を基に市が管理運営団体として承認します。
- ・平成23年度に管理運営団体が管理運営を希望する広場候補地から協議が整い次第、順次整備し、5か所開設します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
研究会設置・整備方針の決定		(1月)研究会設置	(12月)整備方針決定		
未利用地の情報収集・用地活用の検討		(3月)台帳作成・図面化	(12月)候補地42か所選定		
スポーツもできる多目的広場の新設・整備			(2月)管理運営団体募集	5か所整備・開設	
協議会の設置・開催				3回開催	
事業費(千円)		0	2,824		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。 (4年以内)

《38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、都市公園内のグラウンド等の運動施設に個人利用ができる開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。

現状(平成21年3月末時点)

- 都市公園の中でグラウンド等の運動施設がある公園は39公園ありますが、団体利用が中心のため、個人利用は制限されています。

【運動施設がある39公園の内訳】

公園種別		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
街区公園	14	3	5		5		1				
近隣公園	13		3	1	4	1	1			1	2
総合公園	8	1			1	1	1	1		1	2
運動公園	1							1			
都市緑地	3	1					1			1	
合計	39	5	8	1	10	2	4	2	0	3	4

取組内容

- 都市公園内のスポーツのできる広場については、団体利用の少ない平日などに開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。
- 条例改正などの必要性を検討し、開放日の利用は無料とします。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
現況調査・条例改正の必要性の検討	→			
都市公園内のグラウンド等の個人への開放			→	

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課（問合せ先：048-829-1420）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価（10点満点）

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績（平成23年3月末時点）

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
現況調査・条例改正の必要性の検討 平成23年度から実施する都市公園内のグラウンド等の個人開放に向けた準備	検討の結果、条例改正は不要と判断 平成23年度のグラウンド等の個人開放日程を決定 試行的に3施設の個人開放を実施	・平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断しました。 ・平成23年度から実施する予定であった、グラウンドの個人開放を試行的に実施できたため、加点点評価としました。

（取組状況）

- ・平成23年度の個人開放は、小中学校の夏・冬・春休み期間中に16施設で実施します。
- ・指定管理者が管理する施設については、平成23年3月30日に大和田球場（大宮区）、川通球場（岩槻区）、八王子球場（中央区）の3施設を試行的で開放しました。（延べ、76人の利用がありました）
- ・また、自治会が利用調整しているグラウンドについては、自治会等と調整をした結果、個人利用が容認されました。

（市民満足度向上に向けた取組）

（課題）

- ・市民への周知方法を検討する必要があります。

（主な成果等）



【グラウンドの個人開放】

今後の取組・予定

- ・都市公園内のグラウンド等の個人開放については、平成23年度は、39施設の内、16施設で実施します。

（工程表）

実施事業等	年度	H21（実績）	H22（実績）	H23	H24
現況調査・条例改正の必要性の検討		検討	検討・利用施設、利用日の設定		
都市公園内のグラウンド等の個人への開放				開放（16公園）	開放
事業費（千円）		0	0		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。 (4年以内)

《38-3 民有地を活用した多目的広場の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、民有地を活用したスポーツもできる広場を2か所から4か所以上に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- 民有地を活用したスポーツもできる広場（民間児童遊園地（注1）・借地公園（注2））は、2か所あります。



【民間児童遊園地：中川自治会広場（見沼区）】

取組内容

- ホームページ等を活用して民有地の情報収集などを行う情報交換プラットフォーム（注3）を新たに構築し、公園用地の確保を積極的に行い、スポーツもできる広場として民間児童遊園地や借地公園を新設します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
情報交換プラットフォームの構築		→			
民間児童遊園地・借地公園の整備（2か所）				→	

（注1）民間児童遊園地とは、自治会等が設置及び管理をし、市民のだれもが自由に利用できる公園。

（注2）借地公園とは、民有地等を借地方式により整備する公園。

（注3）情報交換プラットフォームは、民有の未利用地情報を収集するため、土地所有者と市とがホームページ等を利用して情報交換を行うシステムをいう。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課（問合せ先：048-829-1420）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
情報交換プラットフォームの構築 広場の候補地選定	情報交換プラットフォームを構築、ホームページに掲載 平成23年度に整備する広場候補地を1箇所選定	・平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断しました。
(取組状況) ・情報交換プラットフォームは、多目的広場だけでなく、街区公園についても合わせて募集をすることとしました。 ・広場の候補地となる北区今羽町の民有地の長期借用について調整がつかしました。 (市民満足度向上に向けた取組) - (課題) ・情報交換プラットフォームについて、市民周知を図る必要があります。	(主な成果等) 公園用地をお貸しください しあわせ倍増プラン2009では、市街化区域において民有地を活用したスポーツもできる広場を増やすとともに公園不足地域を解消していくことを目標として掲げています。 この目標の達成に向け、市では、用地確保の方法のひとつとして土地所有者の方々からのご協力をいただき、無償で土地をお借りしての広場や公園(借地公園)の整備をしていますが、今後も借地公園の整備のため民有地情報の収集に努めていきますので、土地所有者の皆様方からも情報をお寄せください。 市で特に借用したい用地は、市街化区域内で半径250メートル以内に都市公園のない地域です。なお、市が借用する場合の条件等については、次の「借地公園について」をご覧ください。 また、自治会等が民有地を借りて整備・管理する民間児童遊園地に対する自治会等への補助金制度もあります。 詳細につきましては、都市公園課へお問い合わせください。 【情報交換プラットフォーム：市HP掲載】	

今後の取組・予定

- ・民有地の活用に向け、積極的なPRを行います。
- ・平成23年度は、1か所の整備を実施します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
情報交換プラットフォームの構築		検討	構築	周知	周知
民間児童遊園地・借地公園の整備(2か所)		検討	候補地の選定	整備・実施設計(1か所)	整備
事業費(千円)		0	0		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。 (4年以内)

《38-4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、公園内の一角にボール遊びなどのスポーツもできる「(仮称)スポーツふれあい広場」を、各区に1か所整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- 市民に最も身近な公園である住区基幹公園(注1)では、スポーツのできる広場がある公園を除き、トラブルを防止するため、原則としてボール投げ等を禁止しています。



【公園に設置している「球技禁止」の掲示】

取組内容

- 平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、市民に身近な公園内の一角に「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
「(仮称)スポーツふれあい広場」整備	調査検討	2か所	3か所 (累計:5か所)	5か所 (累計:10か所)

(注1)住区基幹公園とは、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。


所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先: 048-829-1420)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
<ul style="list-style-type: none"> 都市公園内の「(仮称)スポーツふれあい広場」を2か所整備 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園内の「(仮称)スポーツふれあい広場」を2か所整備 	
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用をかけず、管理運営面で広場の整備を行うため、既存の施設を調査し、子どもたちが、ボール遊び等を行うことができる公園を選定しました。 次に、安心安全にレクリエーションが楽しめるよう広場の監視業務を強化する「管理運営ガイドライン」を作成し、施設管理者への周知を行いました。 そうしたことで、費用をかけず、管理運営面の工夫により別所沼公園(南区)、見沼自然公園(緑区)の2施設を「(仮称)スポーツふれあい広場」とすることができました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>(課題)</p>		<p>(主な成果等)</p>  <p>【別所沼公園(南区)】</p>

今後の取組・予定

平成23年度中に3か所の(仮称)スポーツふれあい広場を設置します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
「(仮称)スポーツふれあい広場」整備		調査検討	2か所	3か所 (累計:5か所)	5か所 (累計:10か所)
事業費(千円)		0	179		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。（4年以内）

《38-5 大学との連携による多目的広場の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

・平成24年度末までに、市内にある大学と連携し、学校施設内の一部を活用したスポーツができる多目的広場を3か所整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・キャンパス開放事業を実施している大学はありますが、スポーツができる多目的広場として、市民利用に提供している大学はありません。



【学校施設を活用した多目的広場整備のイメージ】

取組内容

- ・市内にある大学のうち、連携可能な大学と調整を図り、学校施設内の一部を市民が利用できるスポーツもできる多目的広場として整備を行います。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
大学グラウンドの調査・大学との調整		→			
市民が利用できるグラウンド等の活用			1か所	1か所 (累計:2か所)	1か所 (累計:3か所)

所管課 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ企画課（問合せ先：048-829-1729）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価（10点満点）

達成度		
進捗度	加点・減点	4点
C		

取組実績（平成23年3月末時点）

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
大学との調整(3校) グラウンド等の活用(1校)	埼玉大学・芝浦工業大学・日本大学との調整(3校) 埼玉大学との検討(1校)	・市内の3大学と協議し課題点等を抽出することができたが、グラウンド等の活用については、開設までに至らなかったことから、「C」と判断した。
(取組状況) ・学校施設内の一部を活用した広場の整備や大学の特色を生かした管理運営方法の確立に向けて、市内にある大学のうち、埼玉大学・芝浦工業大学・日本大学と調整を行い、学内の意見調整・課題の抽出等を進めました。 ・埼玉大学での学校施設内の広場利用について、場所や管理運営方法など、活用方法の検討を進めました。 (市民満足度向上に向けた取組) ・大学としての特色を活かした市民利用が図れるような管理運営方法等の調査・研究を予定しています。 (課題) ・学校施設内での整備については、広場の管理運営方法、安全管理などの対応策を引き続き大学と調整する必要があります。		(主な成果等) ・市内3大学と調整を行い、そのうち埼玉大学と学校施設内の一部の活用について、合意しました。

今後の取組・予定

・引き続き、学校施設内の一部を活用したスポーツができる多目的広場の具体的な整備方法や、整備後の管理運営方法について大学と調整し、整備を進めていきます。

(工程表)

実施事業等	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23	H24
大学グラウンドの調査・大学との調整		(12月)大学との調整	(1月)埼玉大学との合意		
市民が利用できるグラウンド等の活用			(2月)活用方法の検討	2か所 (累計:2か所)	1か所 (累計:3か所)
事業費(千円)		0	3,000		

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。 (4年以内)

《38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、3か所の市有農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 市有農業施設内は、一部の運動広場を除き、芝生広場において安全確保・トラブル防止のため球技等を禁止しています。

（市有農業施設（3か所））

- 農村広場（見沼区）
- 市民の森・見沼グリーンセンター（北区）
- 農業者トレーニングセンター（緑区）



【市民の森・見沼グリーンセンター（北区）】

取組内容

- 平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、平成24年度末までに、農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を3か所整備します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
農業施設内での整備実施 手法と事例調査	➡			
多目的広場の整備		1か所	1か所	1か所

所管課 経済局 経済部 農業環境整備課（問合せ先：048-829-1377）
財政局 財政部 用地管財課（問合せ先：048-829-1191）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
<ul style="list-style-type: none"> 農業施設の敷地内に多目的広場1か所整備 	<ul style="list-style-type: none"> 農業施設の敷地内に多目的広場1か所整備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。

(取組状況)

- 市有農業施設の農村広場(見沼区)について、敷地内の「芝生広場」をスポーツもできる多目的広場として活用するため、より市民が気軽に楽しむことができるとともに、安全かつ快適に利用できるように、利用方法等を周知する看板を設置しました。

(市民満足度向上に向けた取組)

- 当初は、農村広場の「ソフトボール場」を多目的広場としての活用が図られるように、利用時間や活用方法等を検討しましたが、より市民が気軽に楽しめるようにするため、「芝生広場」を多目的広場としました。

(課題)

- 多目的広場として適正に利用されているか、暫時、注視していく必要があります。

(主な成果等)

「芝生広場」を多目的広場として活用



今後の取組・予定

- 平成23年度中に、市民の森・見沼グリーンセンターの「芝生広場」及び農業者トレーニングセンターの「緑の広場」の2か所を多目的広場としての活用を行います。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
農業施設内での整備実施手法と事例調査			→		
多目的広場の整備			1か所(農村広場)	2か所(市民の森・見沼グリーンセンター、農業者トレーニングセンター)	
事業費(千円)		0	200		